

令和7年度とわだの逸品開発事業 募集案内

十和田市内で生産された農林水産物及び関連産業の活性化を図り、十和田市産の農林水産物を原材料とした新商品の開発や既存商品のブラッシュアップを行う事業者を対象に「令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金」を交付し、魅力的な商品づくりを支援します。

1 募集期間

令和7年4月14日（月）～令和7年5月30日（金）（必着）

※ただし、予算上限に達しない場合は追加募集します。

2 事業内容及び対象要件等

（1）支援内容

①機械設備導入や販売促進活動など商品開発等に係る経費に対する補助金の交付
補助対象経費の2分の1以内または上限40万円

※ただしハード整備支援事業に係る経費がソフト事業支援事業に係る経費を超えてはならない。

②商品完成お披露目会の開催による販促機会の提供

（2）支援対象商品

開発、製造及び販売する商品の原材料について、十和田市産の農産物を使用していること。

（3）補助対象活動と募集事業者数

補助対象活動	内容	募集事業者
①新商品開発	新たな商品づくりに取組むもの	10事業者程度
②既存商品ブラッシュアップ	既に販売されている商品の改良を行うもの	

（4）対象事業者

次に掲げる要件のすべてを満たす個人、民間事業者又は団体とする。

- ①市内に住所又は主たる事務所、事業所等を有すること。
- ②年度内に事業を完了することが見込まれること。
- ③将来にわたり継続的な活動が見込まれること。
- ④市、県等が実施する専門家による相談会に参加できること。
- ⑤団体にあつては規約等を有し、かつ団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ⑥市税を滞納していないこと。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ①「令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金交付申請書」(様式第1号)
- ②個人である場合には「住民票」の写し
法人である場合には「法人の登記事項証明書」
団体である場合には「団体の規約」及び「構成員名簿」
- ③完納証明書
- ④新商品開発については、「商品イメージ画像」
既存商品のブラッシュアップについては「既存商品のサンプル」
- ⑤補助対象経費の算出根拠となる「見積書」
- ⑥機械設備等を導入する場合は、設計書・カタログ等及び規模の決定の根拠
- ⑦その他、計画の実現性を審査するために必要となる書類を提出していただくことがあります。

(2) 提出先

十和田市 農林商工部 とわだ産品販売戦略課 宛

郵送又は持参してください。提出書類は返却しません。

申請様式は、とわだ産品販売戦略課窓口で配布するほか、市のホームページからダウンロードできます。

(3) 審査

募集期間終了後、審査を行い、結果は後日通知します。

4 その他

詳細については「令和7年度とわだの逸品開発事業費補助金交付要綱」をご覧ください。(とわだ産品販売戦略課に備え付けているほか、市HPに掲載しています)

5 提出・お問い合わせ先

十和田市役所 本館2階 とわだ産品販売戦略課 販売戦略係
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
TEL 0176-51-6743 FAX 0176-22-9399